

職場における熱中症対策の抜本的強化に向けた 「いの健全国センター」としての提言

2026 年 9 月

働くもののいのちと健康を守る全国センター(いの健全国センター)

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター・全労連会館 6F

電話: 03-5842-5601 / FAX: 03-5842-5602 | E-mail: info@inoken.gr.jp

はじめに:提言作成の背景

2025 年の職場における熱中症死傷者数は 1,803 人に達し、統計開始以来最多を記録しました。こうした極めて深刻な状況の中、厚生労働省は 2025 年 6 月の改正労働安全衛生規則の施行や、2026 年 3 月の「職場における熱中症防止のためのガイドライン」策定など、法規制による対策強化を進めていますが、従来の「注意喚起」中心の行政指導にとどまっており、実効性ある予防体制の確立には至っていません。いの健全国センターは、様々な職場での取り組みを精査するとともに、EU-OSHA(欧州労働安全衛生機構)の「Heat at Work Guidance」等の先進的知見も取り入れながら、現場での労働者のいのちと人権を守るための提言を作成しました。本提言は行政への要求にとどまらず、社会的合意形成のための運動や、各産業別・地域での要求事項として多角的に活用するとともに、引き続き様々な知見や現場の切実な声も積極的に取り入れ、バージョンアップを図っていきます。

2. いの健全国センターとしての熱中症対策についての基本的な考え方

2.1 いのちと働き方に関すること

- **予防原則に基づく「発症前回避」への転換**:発症後の救命対応にとどまらず、熱ストレスリスクを発症前に遮断する「予防原則」を第一原則とします。そのために、総合的な熱ストレスのリスクアセスメントとして、事業者には WBGT 値のみならず、湿度・気流・日射・作業内容や強度・防護具着用の有無・年齢および既往歴などの個人的要因などもふくめ、実効的な管理をおこなうよう求めます。
- **「自己責任論」の排斥と「労働者の健康を守る権利」の確立**:熱中症を個人の体調管理の問題とするのではなく、事業主の法的な安全配慮義務および労働者の健康を守る権利としての熱中症対策を確立させます。
- **自己調整(セルフペーシング)と自主的作業中断権の組織的保障**:EU-OSHA の「Heat at Work Guidance」も踏まえ、熱中症の初期症状に伴う認知機能や判断力の低下(本人が自覚した段階では手遅れになるリスク)に対応するため、一斉の指示を待つだけでなく、労働者が自身の身体状態や暑さの度合いに応じて自律的に作業スピードを落としたり、小休止を挟んだりする権利(セルフペーシング／自律的減速権・自主的作業中断権)の確立を求めます。厳しい納期やノルマ、出来高制、あるいは新規採用者や孤立した労働者が「不調を言い出せない」権力構造を排し、それを行っても不利益な扱いを受けない「組織的・心理的安全性の保障」や「社会心理的安全風土」を事業主に義務付けます。
- **気候危機に対応した「働き方の抜本的見直し」**:小手先の対策にとどまることなく、労働時間の短縮や酷暑時の作業中止を基本に据えた、労働のあり方そのものの改革を推進します。

2.2 働くもののくらし・社会・経済および環境に関すること

- **賃金と生活の保障**:正規か非正規を問わず、熱中症対策に伴う賃金切り下げを禁止させ、酷暑時の活動停止を自然災害と同等と捉えて人命優先で社会経済活動を抑制する合意を構築します。
- **社会的無理解の打破と価格転嫁の容認**:宅配や屋外作業における水分補給や車両の一時停車等に対し、「サボっている」等の不当なクレームを排し、人命最優先の行動を当然の権利として温かく見守る社会的合意形成を推進します。また、熱中症対策コストの適正な価格転嫁・公費負担、納期・工期遅延の受容を進めます。
- **0 次予防の深化(環境・経済構造の抜本改革)**:根本的対策として、地球温暖化そのものを食い止める地球規模の環境対策に加え、身近な生活環境に関する公衆衛生的対策

(都市緑化、換気と断熱性向上に関する建築基準の改正等)や、酷暑でも働かざるを得ない経済構造の是正(工期・納期制度の抜本改革、所得保障制度の確立など)を包含するアプローチを推進します。

2.3 実効ある対策のための労働者参加の原則

- 労働組合として、熱中症対策を緊急かつ大切な課題として位置づけ、現場の実態を調査し、要求をとりまとめます。
- 熱中症対策については、各職場において状況が異なることから、現場で働く労働者の声をぬきには成り立ちません。安全衛生委員会なども活用しながら、熱中症対策を労使共通の課題として進めます。
- 現場における対策への労働者参加だけでなく、国レベルの熱中症対策の推進においても、労働者参加を進めることを求めます。

3. 対経営・事業者への要求

3.1 形式的ではない健康管理・教育の徹底

- 急性症状(搬送レベル)でなくとも「頭痛・だるさは既に熱中症である」という職場教育を徹底することを求めます。酷暑期に蓄積される慢性的な疲労、夏バテ、ごく軽症の不調に早期に対応するため、労働者が作業を一時的に離脱して生理的機能を十分に回復・再生(再生産)できる「一時休止(オアシス・ワークサンクチュアリ)」の時空間および設備を全事業場に構築することを求めます。
- 小規模法人や中小零細企業の経営者・労働者においては、2025年6月の改正労働安全衛生規則の施行そのものが未だ十分に認知されていません。全事業場において、改正安衛則に基づく組織的義務化項目を周知・浸透させるための体系的な学習活動を実施することを求めます。
- 不調を気兼ねなく言える職場文化を醸成することを求めます。

3.2 「実測」に基づく暑熱リスク管理の徹底

窓際や熱源付近など複数箇所での WBGT 実測を徹底させます。配送・訪問職場ではウェアラブルデバイス等による個人サンプリングを導入し、ファン付きウェア等の冷却装備を事業者の負担で無償支給・管理することを求めます(※)。

(※)ウェアラブルデバイス運用上の注意点

ウェアラブルデバイスの導入に際しては、GPS 機能等を用いた労働者の過剰な監視や管理強化などの悪用につながらないよう、運用上の厳格なルールを労使協議の上で確立させます。

「エアコンが設置されているから安全である」という形式的な室温管理の過信を強く戒めるべきです。古く断熱性の極めて低いコンクリート構造の建物(学校等)の最上階における「天井のパネルヒーター化現象」や、配送トラック、バス・タクシー・重機等の「フロントガラス・ダッシュボードからの熱放射」など、室温や気温だけでは捉えきれない、人体に直接襲いかかる「輻射熱(放射熱)」を適切に評価・管理することを求めます。エアコンの吹き出し口から直接冷風が当たるような不正確な場所での測定を避け、実際に労働者が稼働している個別の作業スポットでの確実な WBGT 実測・リスクアセスメントを実施することを求めます。

3.3 事業主の責任による作業時間管理・休息確保・作業中断などに関する「Heat Action Plan(暑熱行動計画)」の策定

全事業場において事前に以下の「Heat Action Plan(暑熱行動計画)」を策定・明文化・周知することを求めます。

区分	講ずべき措置・実施要件
熱中症対策責任者の選任と組織的安全衛生体制の構築	現場ごとに「誰が WBGT 値や休憩等の環境を監視・判断するのか」という責任の所在を明確にするため、現行の法規制やガイドラインに基づく「熱中症対策責任者」の選任と、緊急時の連絡体制など組織的な安全衛生体制の構築。
作業時間調整・回避	高温時間帯(原則 12 時～17 時)の屋外・高負荷作業の回避、早朝・夜間勤務への変更(※)、作業ローテーションの実施。
作業中断・就業制限・自己調整権の保障	WBGT 基準値超過時や「熱中症特別警戒アラート」発令時における、事業主責任での一斉「作業中断」「就業制限」の徹底。あわせて、労働者が自らの身体状態に応じて自律的に作業を減速・中断できる「セルフペースング(自律的減速権・自主的作業中断権)」を就業規則等に明文化し、不利益取扱いのない組織的・心理的安全性を保障すること。
一斉休憩と昼休み延長	午前・午後それぞれ 2 時間作業ごとに 10～15 分の一斉休憩の実施。暑さのピークを避ける「1～1.5 時間」の昼休み確保。

	休憩延長に伴う拘束時間の延長禁止(実労働時間の短縮で対応)。
設備・コストの全額負担	冷却設備を備えた休憩施設の設置、冷水・経口補水液の無償提供、クールスポット利用や駐車場代等の全額経費負担。賃金補償のある「5 労働日以上」の夏季休暇付与。
単独作業の防止とバディシステムの導入	一人作業や隔離職場での酷暑下作業を原則禁止。緊急連絡システムの整備を行うとともに、2 人 1 組(バディシステム)で互いの初期症状を監視する体制を義務付け。
エッセンシャルワーク等における一律停止困難時の個別代替安全対策の策定	消防、ごみ回収、医療・福祉施設など、住民生活の維持(公務・エッセンシャルワーク)の観点から一律の一斉作業中断・業務停止が極めて困難な職場にあっては、職員に対する安全配慮義務を全うするため、事前に安全衛生委員会での十分な議論を経た上で、必要な個別の代替安全対策(より涼しい時間帯へのシフト、衣服の著しい緩和、高頻度な作業ローテーション、強制的な水分・塩分補給、二人一組による相互コンディション監視体制等)を「行動計画」として明確に策定し、実行すること。

(※)勤務時間変更(早朝・夜間勤務等)に関する考慮事項

暑熱対策の観点から、一日のうちで最も気温や直射日光が厳しくなる時間帯の作業を避けるため、早朝や夕方・夜間などの「より涼しい時間帯」へ勤務時間を調整・シフトすることは必要と考えますが、前提や制約として、夜間労働・シフトワーク自体の身体的負荷や作業場の危険性の増加、家族も含めた生活への影響など、夜間・シフト勤務に伴うリスクへの配慮が必要です。

3.4 労働停止に伴う賃金切り下げの禁止と生活保障

酷暑時の労働停止は事業環境上の経営リスクと捉え、「使用者の責に帰すべき事由」による休業として賃金を 100%補償することを求めます。また、非正規雇用者への減収補填をおこなうことを求めます。

3.5 高齢者・基礎疾患保有者等の脆弱な労働者保護

- **個別リスク評価と配置制限:**持病・服薬状況を踏まえた個別評価と、無理のない作業への配置制限。

- **段階的「暑熱順化(Heat Acclimatization)」計画**:新規就労者や長期休暇明けの者に対し、7～14 日間かけて作業時間・負荷を段階的に増加させるスケジュールの適用。
- **産業医等の関与**:就業前の健康確認と医学的フォローアップの徹底。

3.6 一人親方・委託先・下請け企業への配慮

元請け・大企業に対し、下請けや一人親方等への休憩場所・冷却設備の開放、ならびに安全な工期・納期設定と契約上の適切な配慮(価格転嫁等)をおこなうことを求めます。

3.7 労使合意された対策、法的に義務化された対策の確実な履行と現場への周知・共同点検

労使交渉や安全衛生委員会等で決定した熱中症対策について、末端の事業所や現場長が「知らない」「周知されていない」ために実効ある運用が阻害されている事例が散見されます。事業主はすべての対策について現場管理者および全労働者への「周知徹底」を義務として実行し、労働組合・労働者代表が共同で参画する「実施状況点検・追跡調査」を定期的に実施することを求めます。

4. 対政府(厚労省・環境省・経産省・政党等)への要求

4.1 「暑熱職場」定義の見直し

現行ガイドラインにおける「暑熱職場」の定義が「1 時間以上連続する作業」とされているため、短時間の休憩や移動によって計測がリセットされてしまう不合理を改めることを求めます。「累積曝露量(累積熱ストレス)」や「断続的な暑熱曝露の合算」といった視点を取り入れた包括的な定義へと変更することを求めます。

4.2 「暑熱労働対策基本法」の制定

国を挙げて対策を推進するための基本法を制定し、WBGT 基準値超過時や初期症状を感じた際の「作業離脱権(セルフペーシングの保障を含む)」を法律に明記すること(ILO 第 155 号条約に基づく措置)を求めます。さらに、熱ストレス・リスクアセスメントの実施や Heat Action Plan(暑熱行動計画)の策定、労働者参加の法制化、賃金切り下げ禁止と補償の法制化、新補助金制度の創設などを盛り込みます。基本法では、0 次予防としての地球温暖化対策および都市緑化・建築基準改正の推進も明確に位置づけます。

4.3 100%賃金補償の法制化と自営業者等への公的支援

酷暑作業停止時の100%賃金補償および非正規労働者の減収補填を法制化することを求めます。自営業者・一人親方に対しても休業の選択を容易にしつつ生活困難を防ぐための公的所得支援策を創設することを求めます。その際、実質的に発注者の強い拘束下にある下請け・一人親方等と、農漁業等の自営業における実態の違いも考慮した具体化が必要です。

4.4 補助金制度の改革・拡充

エイジフレンドリー補助金の枠を脱し、「熱中症対策総合補助金」を独立・新設して予算・対象を大幅拡大(建屋断熱・大型空調・クーラー導入等)することを求めます。当面、現行のエイジフレンドリー補助金の支給対象につき、クーラー設置なども対象とするなど、速やかな見直しを求めます。

4.5 納期・工期規制と社会的合意の形成

酷暑による労働時間短縮や作業停止を前提とした適切な納期・工期・価格設定を発注者や元請けに指導・徹底すること。公契約における適正積算や、納期遅延に対するペナルティ禁止の法的ルールを整備するとともに、社会全体の合意形成を推進することを求めます。

4.6 環境省 Web サイト等からの自己責任表現の削除

環境省の熱中症予防情報サイト等にある「熱中症特別警戒アラート」発令時の留意点「自助を原則として…」など、過度に自己責任へ帰す記述・文言を修正もしくは削除することを求めます。

4.7 特定産業・現場における具体的課題への対応

各現場の実態に応じた具体的施策を実施するため、継続的な聞き取り調査と職種ごとの具体的な課題整理を求めます。

産業・現場の区分	具体的課題および要求事項
医療・介護・福祉現場	防護具(PPE)着用時の時短ルールの確立。訪問看護・介護における遠隔観察システムの導入支援、車・バイク移動の費用や駐車場代に対応できる診療・介護報酬上の手当創設。生活困窮世帯等の過酷な居宅環境下で稼働するヘルパー等の安全確保に向けた「酷暑下訪問安全特別手当」の創設やエアコン購入費・電気代補助加算措置の制度化。施設内における「入浴介助」の高

	頻度なスタッフ交代、冷却衣類等の徹底支給と人員増を考慮した配置基準への改定。
配送・車両移動職場	「アイドリング禁止条例」と「エンジン停止による車内温度上昇」のジレンマ解消に向けた車両構造改善・キャビンエアコン導入支援および関連法令・条例の見直し検討。高機能冷却ベストやネッククーラー等の無償支給、配送担当者の酷暑下での積み込み作業時間を減らす「専任人員」の適切配置。
車体等を傷つけられない港湾現場(検数作業等)	港湾における新車輸出入業務など、突起物が車体に接触して傷をつけかねないために空調服が全面禁止されている現場に対し、車体を傷つけない特殊素材のインナー用冷却ベストやネッククーラー、バディシステム、および即時作業一時停止の決定権限の付与と事業者負担による無償支給。
移動を伴う職場全般	定点測定が困難な移動職場に対し、ウェアラブルデバイス等を用いた個人サンプリング管理の導入を法令に明確に規定すること。
一人作業・隔離職場	緊急連絡システムの整備・開発、一斉休憩の推奨。酷暑時における単独作業に対する監督指導の強化、および禁止を含む明確な法規制の実施。
農業従事者	単独作業の禁止とともに、行政による経済的支援を通じた安全性の高い栽培ハウスの普及。
学校・教育・保育現場	体育授業・部活動等の屋外行事の中止・延期基準の客観的・統一的ガイドライン策定や全教室への空調設備設置に向けた速やかな予算措置。教職員や保育士等の休憩保障。給食調理室の抜本的なエアコン・送風冷却設備の設置と公的予算措置を講じること。
化学工場や特定の危険物、ガス取扱エリア	「防爆対策」が必要な過酷な作業現場における高額な熱中症対策機器の導入に対し、「防爆熱中症対策補助枠(公費 10 割補助等含む)」を基本法に基づく補助金制度として新設すること。

4.8 災害支援・復旧業務における熱中症対策

震災等に伴う取材や復旧・支援業務時の熱中症対策について、酷暑時の作業中断や二人体制の徹底を図らせること、ならびに酷暑下での単独作業を法的に禁止すること。2026年7月に発生した熊本地震に伴う支援業務等の検証・分析を行い、被災地での熱中症予防対策を速やかに指針として確立すること。

結び

「地球沸騰化」における暑熱対策は、企業の自主的な社会的責任(CSR)にとどまるものではなく、労働安全衛生法場の重要な義務であり、労働契約法上の「安全配慮義務」の内容を形成するものです。行政および事業主は「注意喚起」レベルの施策から速やかに脱却し、予防原則に基づく「発症前回避」への転換、そのためのリスクアセスメントの義務化、労働者参加、脆弱な労働者保護、労働者の賃金補償などを柱とした実効ある熱中症対策に足を踏み出すべき時です。